

議案第 6 号

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 21 日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月武蔵野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
（特別休暇） 第10条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>子の看護のための休暇</u>、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、永年勤続休暇、骨髓液提供等休暇、ボランティア休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 及び 3 （略） （育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除） 第12条の3 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障があるときを除き、超過勤務をさせてはならない。た	（特別休暇） 第10条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>子の看護等のための休暇</u>、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、永年勤続休暇、骨髓液提供等休暇、ボランティア休暇、夏季休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。 2 及び 3 （略） （育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除） 第12条の3 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの</u>子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障があるときを除き、超過勤務をさせ	字句の改正 字句の改正

だし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育</u>」とあるのは、「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 (略)	てはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育</u>」とあるのは、「要介護者を介護する職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 (略)	字句の改正
--	--	--------------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第12条の3第1項の規定による超過勤務の免除に係る請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。